

運営規程

(目的)

第1条 この規定は、医療法人社団曙会（以下「事業者」という。）が開設する流山市北部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の指定を受けて行う介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）及び流山市の委託を受けて行う第一号介護予防支援事業（以下これらを「指定介護予防支援等」と総称する。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関し必要な事項を定めることにより、センターの保健師その他の指定介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防支援等は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活に営むことのできるように配慮して行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 3 事業者は、指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(センターの名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 流山市北部地域包括支援センター

(2) 所在地 流山市江戸川台東二丁目19番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援等の提供に当たる。

(3) 事務職員 必要数

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

(2) 土曜日 午前8時30分から12時まで

2 センターの休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(指定介護予防支援等の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談はセンター内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。

(2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) 前各号に掲げる事項を行う際は、「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第4章に規定する基準をいう。）

に従って実施する。

(指定介護予防支援等の利用料の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

2 前項の規定は第一号介護予防支援事業について準用する。この場合において、前項中「指定介護予防支援」とあるのは「第一号介護予防支援事業」と、「厚生労働大臣が定める基準」とあるのは「流山市が定める基準」と読み替えるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、流山市高齢者支援計画に定める日常生活圏域のうち、次に掲げる小学校の通学区域（流山市立小学校及び中学校通学区域規則）とする。

- (1) 江戸川台小学校
- (2) 東深井小学校

(緊急連絡体制)

第9条 センターは、利用者の病状の急変その他の緊急時に対応できるように、センターに勤務する職員に係る緊急連絡体制を整備しなければならないものとする。

2 センターの職員（管理者を除く。）は、緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医、家族、親族等に連絡すること等の措置を講ずるとともに、速やかに管理者に報告しなければならない。

3 前項の場合において、管理者は、その詳細を速やかに把握するとともに、センターの職員その他の者に必要な指示等を行うとともに、当該センターの職員とともに当該緊急時の対応にあたるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 センターは利用者の人員の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止の啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供時間中及び利用者の居宅において、当該事業所の従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第11条 センターは担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上（介護支援専門員連絡会等の職能団体が主催する研修の機会を含む。）

- 2 担当職員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 事業者は、担当職員その他の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。
- 5 指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

(委任)

第12条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。